

1 総則

1) 目的

いまと未来を生きるすべての子どもたちがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、子どもを含む市民と協働してまち全体で子どもの育ちを支えていく目的であること。

2) 言葉の意味

本条例上の実施に必要な範囲で、「子ども」「保護者」「育ち学ぶ施設（保育園、幼稚園、学校等）」等の定義をする。

- (1) 子どもとは、西東京市在住、通学、活動している 18 歳未満の人をいうこと
ただし、これらの人と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる人を含むこと
- (2) 保護者とは、親、里親その他親に代わり養育する人ということ
- (3) 市民とは、市内に居住する人、市内の事業所に勤務する人、市内の学校等に在学する人をいうこと。また、市民活動を行う団体のこと
- (4) 育ち学ぶ施設とは、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設

3) 市やおとなの役割

市、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者等の役割、関係機関・施設・市民等との連携、さらに都や国との連携を定める。

- (1) 市の役割：市は、子どもがいのちを大切にされ、すこやかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもにかかわる施策を総合的に実施すること
- (2) 子どもに関わるおとな・施設等の役割：
 - ア 保護者は、子育てについての第一義的責任を負うことを自覚し、子どもがすこやかに育つよう努めること
 - イ 育ち学ぶ施設は、子どもが主体性を持ち、学び、成長できるよう支援に努めること
 - ウ 市民は、地域のなかで子どもが育っていくことを認識し、子どものすこやかな育ちのために協力するよう努めること
 - エ 事業者は、その活動を行うなかで、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めること

- (3) 関係機関・施設・市民等との連携：市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援すること
- (4) 都や国との連携：市は、国、都その他の地方公共団体などと協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援すること

2 子どもの生活の場での支援と支援者の支援

子どもの生活の場＝家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等で、上に規定するような役割を果たすことが求められているが、それぞれがその役割を果たせるよう支援される。

1) 保護者および家庭への支援

- (1) 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること
- (2) 市は、子どもがすこやかに養育されるよう、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう協力し、支援に努めること

2) 育ち学ぶ施設およびその職員への支援

- (1) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること
- (2) 市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、施設の職員が適切な子どもへの支援ができるよう必要な支援に努めること
- (3) 保護者や市民は、育ち学ぶ施設がその役割を果たせるよう協力し、子どもがすこやかに育つよう努めること

3) 地域および住民への支援

- (1) 市民は、地域において子どもがすこやかに育つよう必要な支援を受けることができること
- (2) 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めること
- (3) 市は、市民が行う子どものすこやかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めること

3 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

子ども施策については、特に子どもをめぐる今日的課題（法や政策により取り組んでいるにもかかわらずなお問題が多い課題）である、子ども虐待、いじめ、貧困問題、さらには健康の問題を取り上げる。また、子どもをめぐる状況の改善・進展に必要であり、かつ取り組まれている居場所づくり、意見表明・参加にかかわる規定も入れる。さらに、子どもにやさしいまちづくりに欠かせない、子どもの権利の普及についても規定する。なお、相談・救済にかかわる規定は次の章で規定する。

1) 虐待の防止

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民および事業者は、子どもが虐待を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らせるように努めること
- (2) 市は、子どもに対する虐待の予防および早期発見に取り組むこと
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者、市民および事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報すること
- (4) 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと

2) いじめへの対応

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民および事業者は、子どもがいじめを受けることなく、安心して生活し学ぶことができるように努めること
- (2) 市は、子どもに対するいじめの予防および早期発見に取り組むこと
- (3) 市および育ち学ぶ施設の関係者は、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うとともに、いじめにかかわっている子どもが再びいじめにかかわらないよう取り組むこと

3) 子どもの貧困の防止

市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民および事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし学び、すこやかに育つため、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めること

4) 健康と環境づくり

- (1) 市は、子どもが心身の健康を保持し、増進していくよう努めること
- (2) 市は、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境づくりに努めること

5) 子どもの居場所

- (1) 市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、学んだり、活動したりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めること
- (2) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民および事業者は、居場所づくりについて、子どもが考えや意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること

6) 子どもの意見表明や参加

- (1) 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会および仕組みを設けるよう努めること
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民および事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めること
- (3) 市および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見表明や参加を促進するため、その意義や方法について学んだり情報を得たりすることができるよう努めること

7) 子どもの権利の普及

- (1) 市は、この条例と子どもの権利条約に定められた子どもの権利について、子どもがわかり、身につけることができるよう普及に努めること
- (2) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、身につけ、そして自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めること
- (3) 市は、保護者や育ち学ぶ施設の関係者など子どもの育ちにかかわる人たちが子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めること

4 子どもの相談・救済

3で規定しても良い項目であるが、新たな制度設置・取り組みであり、条例による根拠づけが必要なものであるため、独立した章で規定する。国連・子どもの権利委員会による勧告や30以上の自治体での取り組み（とりわけ、川西市、豊田市、松本市、世田谷区等の制度や活動）を参考にして、公的な第三者機関にかかわる内容を規定する。

条例においては、制度設置に必要な規定をし、手続等については規則に委ねる。

この章の規定に基づいた制度設計や既存の相談・救済機関との連携が重要になる。

*名称については、他の自治体でもよく使われている「子どもの権利擁護委員」にしておくと、子どもにわかりやすく親しみやすい愛称を子どもたちに考えてもらう。

1) 子どもの権利擁護委員の設置

- (1) 制度の設置：市は、子どもの権利の侵害について、すみやかに救済することを目的として、市長の附属機関として西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置すること
- (2) 委員の数：擁護委員は、3人以内とすること
- (3) 委員の選出：擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから市長が委嘱すること
- (4) 委員の任期：擁護委員の任期は3年。ただし、再任することができること
- (5) 相談・調査委員：擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置くこと
- (6) 委員の解任：擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができること

2) 擁護委員の仕事

子どもの権利擁護委員は、相談、申立て、または自らの判断で、次の仕事を行うこと

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

3) 要請や意見表明の尊重

- (1) 市は、要請や意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとること
- (2) **市以外**のものは、要請や意見表明を受けた場合、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めること

4) 擁護委員の独立性の確保と活動への協力

- (1) 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援すること
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めること
- (3) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが擁護委員制度を活用しやすいよう手立てを講じ、その環境を整えるよう努めること

5) 見守りなどの支援

擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができること

6) 活動の報告と公表

擁護委員は、毎年、市長に活動の報告をし、その内容を公表し、普及すること

5 推進と検証

1) 推進計画

*子どもに関する総合的な計画については、すでに「子育て・子育てワイワイプラン」が策定されているため、この計画を条例推進の計画に位置付けることを検討する。その際、プランと条例との関係をできる限り明示する。

- (1) 市は、条例に基づいて子どもにかかわる施策をすすめていくための基本となる計画（以下、「推進計画」という。）をつくること。なお、既存の計画で推進計画となりえるものがある場合は、その計画を推進計画に位置づけることができること
- (2) 市は、推進計画をつくるとき、子どもを含めた市民の意見が活かされるよう努めること
- (3) 市は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表し、普及に努めること

2) 推進体制

- (1) 市は、子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置すること
- (2) 子ども施策推進本部は、子どもにかかわる施策について、対応すべき事項の方向性の決定や調整をはかること
- (3) 市は、とりわけ市民と連携・協働して、子どもにかかわる施策を効果的に推進すること

3) 検証

条例が推進されているか、計画の進捗状況等を検証する必要がある。検証を行う機関を設置し、PDCAを踏まえつつ従来の仕組みを超えるような取り組みにする。

*本市の子ども・子育て施策について検討を行う「西東京市子ども子育て審議会」があるので、その審議会が設置する専門部会において検証することについて検討する。

- (1) 市は、条例および子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について仕組みをつくり、検証すること。検証にあたっては、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めること
- (2) 市は、検証の結果について報告を受け、その内容を尊重し、必要な措置をとること

6 雑則（委任）

この条例に定めるもののほか、必要なことは市長が別に定めること